

8月から介護保険制度が改正

8月から介護保険制度が改正になります。主な改正点は次のとおりです。

■一定以上所得者の負担が増加

一定以上の所得がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割へ変更になります。

対象＝本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人

■高額介護サービス費の上限額が変更

高額介護サービス費は、同一世帯内の第1号被保険者に医療保険の現役並み所得に相当する人がいる

場合、その世帯の負担上限額が3万7,200円から4万4,400円へ変更になります。

対象＝課税所得145万円以上で、収入の合計額が世帯で520万円以上、単身で383万円以上の人

■負担限度額認定判定基準が変更

所得が低い人が施設サービスなどを利用する際に、食費・居住費の負担を軽減するために支給される補足給付。これまでは市民税非課税世帯の人が対象でしたが、8月からは配偶者（世帯分離している場合も含む）が市民税課税者の場合や、預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は対象外となります。

障害者や家族の強い味方

相談員が安心生活をサポートします

障害者相談員は、障害者やその家族からの相談を受けたり、関係機関との連絡調整を行ったりしています。困ったことがあった場合は、右下表の相談員に相談してください。

相談方法＝障害の種別に応じて、近くの相談員に電話かファクスで

相談時間＝午前9時～午後5時（土日曜・祝日を除く）。ただし、相談員が不在の場合もあります



市肢体障害者福祉協会会長
根岸 宏行さん(身体相談)

より良い生活のため障害者を支えます

前橋市では、18歳以上の人の身体障害者手帳の所持者数が1万人を超えています。障害者の皆さんが、少しでも良い環境で心配事の無い生活ができるように、相談員一同心掛けています。心配事だけでなく、手帳の交付方法から行事への参加方法まで、日常生活で困ったことがあれば遠慮なく相談してくださいね。

| 障害者相談員（敬称略） | | | |
|-------------|--------|---------|-------------------|
| 種別 | 相談員氏名 | 町名 | 電話（ファクス）番号 |
| 身体 | 飯塚 智宏 | 下川町 | 027-265-6580 |
| | 大島 主好 | 粕川町新屋 | 027-285-4632 |
| | 木暮 秀秋 | 駒形町 | 027-266-4575 |
| | 永井 勝二 | 堀越町 | 027-283-3546 |
| | 長岡 俊充 | 粕川町深津 | 027-285-3051 |
| | 中澤 清次 | 若宮町四丁目 | 027-231-9339 |
| | 根岸 宏行 | 駒形町 | 027-266-2068 |
| | 藤井 稔栄 | 下大島町 | 027-266-7220 |
| | 細野 英雄 | 朝倉町二丁目 | 027-261-2574 |
| | 宮田 英夫 | 大前田町 | 027-283-6735 |
| 視覚 | 齋藤 高次 | 城東町五丁目 | 027-233-4692 |
| | 高橋 賢司 | 朝倉町二丁目 | 027-263-8855 |
| 聴覚 | 高橋 亮 | 駒形町 | ファクス 027-266-6834 |
| | 山田 浩臣 | 西大室町 | ファクス 027-268-1803 |
| 知的 | 石坂 英子 | 広瀬町二丁目 | 027-263-8534 |
| | 近藤 喜七 | 昭和町二丁目 | 027-231-4623 |
| | 関口 純子 | 上佐鳥町 | 027-265-6271 |
| | 高山 由貴 | 昭和町三丁目 | 027-232-9251 |
| 難病 | 飯塚 敦子 | 鳥取町 | 027-269-2314 |
| | 金井 徳司 | 堀越町 | 027-283-2575 |
| | 小平 豊 | 青柳町 | 027-233-7848 |
| | 石田 ヨシ子 | 上佐鳥町 | 027-265-0304 |
| | 町田 毅 | 千代田町二丁目 | 090-1111-7080 |

受診シール持参で検診が無料に

本市では、健康診査受診シールを使うことで各種検診が全て無料で受けられます。対象者には受診シールを5月中旬に送付しました。

■個別検診と集団検診

受診する際は、必ず受診シールを用意してください。各種検診の対象者は右表のとおりです。

検診は市内医療機関で受診する個別検診か、保健センターや市民サービスセンターなどで受診する集団検診のどちらかを選べます。詳しくは受診シールに同封されているチラシか本市ホームページをご覧ください。

■特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康増進健康診査

血液検査や尿検査、医師の診察、問診などを行い、自覚症状なく進む生活習慣病などを早期に発見することができます。毎年受診して自分の体の変化を知り、生活習慣を見直すきっかけにしてください。詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

健康増進課 ☎027-220-5784



この封筒で5月中旬にお届けしています

| 検診 | | 対象 |
|---------|--------------|--------------------------------------|
| 健康診査 | 特定健康診査 | 国民健康保険加入者で40～74歳の人 |
| | 後期高齢者健康診査 | 後期高齢者医療加入者 |
| | 健康増進健康診査 | 40歳以上の生活保護受給者など |
| がん検診 | 子宮頸がん検診 | 20歳以上の女性 |
| | 胸部（結核・肺がん）検診 | 40歳以上の人 |
| | 胃がん検診 | |
| | 大腸がん検診 | 40歳以上の女性 |
| | 乳がん（甲状腺）検診 | |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上の男性 | |
| その他 | 成人歯科検診 | 本年度中に30・35・40・45・50・55・60・65・70歳になる人 |
| | 骨粗しょう症検診 | 本年度中に40・45・50・55・60・65・70歳になる女性 |
| | 肝炎ウイルス検診 | ①40歳の人②41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない人 |

人間ドックも助成します

国保加入者対象に総合健診

国民健康保険（国保）加入者を対象に、総合健診を実施。健康診査受診シールを使って、無料で受けられます。特定健診とがん検診を一日で受診できるので、健診のために何日も休めない人にお勧めです。

受診項目＝特定健診（血液・尿検査など）、胸部（結核・肺がん）・胃がん（バリウム検査のみ）・大腸がん・子宮頸がん・乳がん（甲状腺）・前立腺がん・肝炎ウイルス検診（原則、全ての健（検）診を受診）

健診日時・会場＝〈7月20日(月)・8月8日(土)〉県健康づくり財団（堀之下町）、前橋保健センター〈11月23日(月)〉県健康づくり財団、総社市民サービスセンター〈12月6日(日)〉県健康づくり財団、下川淵市民サービスセンター〈12月13日(日)・来年1月17日(日)〉県健康づくり財団、前橋保健センター〈来年1月18日(月)〉県健康づくり財団。当日受け付けは午前8時30分～10時30分

保健指導室 ☎027-220-5715

対象＝40歳～74歳の国保加入者で、特定健診や国保人間ドック未受診の人、先着各150人

申し込み＝各開催日の1カ月前までに保健指導室へ

■国保・後期高齢者人間ドックに助成

人間ドック受診を希望する人への健診費一部助成を追加募集します。詳しくは、国保加入者は保健指導室へ、後期高齢者は国民健康保険課（☎027-898-6253）へ問い合わせてください。

対象＝本年度で30歳以上になる国保加入者と後期高齢者医療加入者

コース＝1日、宿泊2日、通院2日、脳（国保のみ）

申し込み＝6月8日(月)～10日(水)の午前9時～午後4時に保険証を用意して、前橋保健センターへ直接